

平成の経済施策から読み解く

# 令和の柔整

～「進化する柔整の“悪貨駆逐システム”の実力!!」～

広報・情報管理部

## ●はじめに　～変わろうとする意志～

本年5月1日、元号が改められ新しい「令和」の時代が幕を開けた。この「令和」という元号は、奈良時代に編纂された日本最古の歌集「万葉集」が出典とされ、巻五の梅花の歌三十二首の序文にある

初春の令月にして 気淑く風和ぎ  
梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薰らす

から引用されたものだ。元号が国書（日本の古典）から採用されたのは初めてのことだ。というのも、元号は基本的に漢字二文字の組み合わせから成るため、日本語で書かれた国書には漢字の記述が少なく、そこから元号を撰るのは難しいとされてきた経緯がある。

とはいっても、元号の歴史を紐解けば、神武天皇から第36代目となる孝徳天皇の「大化」（645年）に始まり、第125代の「平成」（2019年）までの1374年間で247にも及ぶ過去の元号のすべてが漢籍（中国の古典）を典拠としているのは事実である。

また、明治以前は同一天皇の在位中であっても、災害など様々な理由によってしばしば改元が行われ、また逆に新たなる天皇が即位しても改元されない場合もあった。

しかし、我が国は明治維新（1868年）を機に改元を行い、それ以降は「一世一元」として新たな「明治」の時代を拓き、欧米列強の侵略をかわすために自ら進んで西洋文化を取り入れて近代化と富国強兵

を最優先し、独自の「和」の文化に融合させながら、何度も大きな戦乱を乗り越え、「大正」「昭和」へと繋げてきた。その間、敗戦後に占領下となった時にも、再び独立を取り戻した時にも、その後の平和が続く環境となった時に於いてさえ、一度決めた規則に従い、改元することなく一世一元を守り、昭和天皇の御崩御による皇位継承によって改元された先代の「平成」に於いても、それまで通りに漢籍を出典とする元号が決められてきた。

ところが、今回の「令和」に関しては、天皇の退位等に関する「皇室典範」に対し、法自体を改正するまでには至らなかったものの、新たに特例法を成立させて、「天皇陛下の退位及び皇嗣（皇太子）の即位」を実現させたのだ。これまでの流れを鑑みれば、今回の改元に国書を典拠とした「令和」改元に込められた「日本国」としての歴史的転換の意義の大きさが示されていると考えるのが自然であろう。

そして、いま目の前で現実に発生している問題や時代の変化に対して、必要に応じて過去の取り決めを改めていくことが不得手な日本人の有り様は、世界から「無責任」と批判を受けることも多かったが、今回の改元に際しては、これまでの決まり事の流れに対し、何もせずにただ踏襲するのではなく、我が国の伝統を受け継ぎ守ろうとする姿勢を貫きながらも、自ら積極的に「変わろう」とする強い意志を鮮明にし、「日本」という国の在り様を改めて見直す気風さえもが伺えるように思う。

今や「和暦（元号）をやめて、数字で示す西暦でも良いのでは？」との意見も散見されるが、キリストの生誕を起点とする西暦は、我が国自身の歴史との接点は浅いと言わざるを得ない。だからこそ、今回の改元には「他から与えられた自由や決まり事」ではなく、「日本人独自の“心”的文化を見直す」という深い意味と覚悟が込められているように思われてならないのだ。

また、典拠となった万葉集の梅花の歌の解釈に視点を向ければ、「令」の字自体には「よい」という意味があり、『令月』は『素晴らしい月』という意味となる。さらに、「令」は「吉」と通じ『令月吉日』と重ねて使うこともある、平和と改元への祝意が見てとれるのは間違いない。さらに、歌の解釈を離れて漢字のみの意味を考えるなら、「令」の漢字には「命令」のように「～させる」という意味もあるため、「令和」を漢文調で読み解けば「和たらしむ」とも読める。「和」を「なごむ」と訓むか「やまと」と訓むかにもよるが、そこからは日本の文化的な独立への意志の強さが示されているように見える。こうしたことを踏まえれば、「令和」には、他からの影響で右往左往するのではなく、自らの力で未来を見据えた平和な国を目指すという決意が読み取れるよう思う。

しかし、日本という国は自国の伝統や優秀な独自文化を持ちながら、その素晴らしさを自己認識せずに「舶来品に目が眩んで飛びつく」という悪癖がある。とは言え、日本の近代化は確かに最初は模倣から始ったが、幾つもの工夫を重ね、最終的には原型以上のモノに仕上げて「Maid in Japan」の神話を作り上げてきた。しかし、こうした「物作り大国」としての成功例も、平成時代には海外の人口費や貨幣価値、物価等の変動によって、これまでとは全く異なる景色が見え始めている。

その上、日本は現在“新冷戦”とまで呼ばれる米中両国間の経済摩擦に挟まれ、外交や安全保障分野の不安までもが積み足されているのが現状だ。

さらに、そもそもこの国が「自ら変わろう」と強く決意する背景には、国内の急激な人口構造変化による少子化・高齢化や一極集中する都市化等の社会保障施策の見直しに迫られているからに他ならない。

そして、約20年もの長い期間「デフレ」を脱出できない現実からも、これまで日本得意としてきた筈の「経済」分野の施策自体についても、何らかの見直しの必要性があることを示していると思う。

そこで今号では、これまでのよう柔整業界側から見えていた業界独自の事情や景色から少し離れ、

これまでの視点とは異なるこの国の「経済施策」から見えてくる事情、つまり、平成時代に我が柔道整復業界に突き付けられた「個人契約」と「養成校解禁」という二つの規制緩和策をはじめとする、平成日本が執った「経済施策」が我が柔整業界に及ぼした様々な影響を「経済」という視点から、もう一度見直してみたいと思う。そして、そこから「令和の柔整」が進むべき道を読み解き、次なる令和の改革案を捻出すべきだと考えたのだ。

普段我々は、この国の現在の時代背景や経済とその施策等が柔整業界にどう影響しているかについて語ることも無く、殆ど気にしていないのが現状だと思う。だからこそ、敢えてそこを詳細に読み解くことで新たに見えてくるものが必ずある筈なのだ。

そして、公益たるべき柔道整復は本来「利他」を基本とすべきが故に「利益至上主義」への傾倒を強く批判してきた。とはいって「収入」がまったくなければ、誰も生きてはいけないのも事実だ。そうした意味からも、困窮した現在の業界の内側から見える制度改革や教育改革へのアプローチだけでなく、新たにこの国を被う「経済」という視点を加えて、それでも日整が進める柔整業界改革のロジック（論理）が正しいのかを検証しなければならないのだと思う。

そして、昨年4月に「制度改革」と「教育改革」の実現に漕ぎ着けた今だからこそ、平成時代に業界の混乱が現状にまで至ってしまった真の原因とその先に見えてくるものとを鮮明にすべきなのだ。

また、未だ「平成の大改革」の果実を“肌”で実感できないと嘆く会員のために、今回、この改革本来の目的である「正しい柔整師には正しい評価をする」という動きが、一步ずつではあるが確実に進んでいく具体的な内容をお伝えすることを試みた。是非ともご熟読頂き、この「改革」の意義と業界安定のためのシステムの進化を僅かでも身近に感じて頂けたら幸いである。そして、こうした作業を踏まえた上で、公益社団日整が執ってきたこれまでの改革に加え、これから新たに繰り出される「改革の真意」を是非とも正しく汲み取って頂きたいと思う。

最終的には、すべての柔道整復師が内側で「ぶつかり合う」のではなく、「協力し合う」方向へまとまり、柔整業界へ降り注ぐ外圧や施策を修正し得る力として結集すべきだ。そこで得た力は、確実に地域社会へ浸透して、未来の大きな医療資源となることは間違いない。我々にはその志と術があるのだから。



## 【経済施策から考える】

### ●平成はデフレの時代

さて、この国が自ら変わろうとする強い意志を示すに至った裏側を考察してみたい。それは「明治」を起点として「大正」「昭和」と目まぐるしく変化し続けてきた日本が、「平成」になるとすぐにバブルが崩壊し、それまでに国民が積み上げてきた資産の価値が一挙に暴落し、不況に突入してしまったことが大きな分岐点になったように思う。

そして、当時の政府は「**行財政改革、経済構造改革、財政支出の削減、消費増税、規制緩和、民営化、自由化、グローバル化**」等の数々の施策を行い、今もそれを一貫して続けているが、残念ながらこれらの施策は十分に機能せずに、その後約20年もの長い期間デフレ（需要＜供給）を解消できずにいる。

**デフレ**とは、物が供給過剰で物価（物の価値）が下落してもまだ売れない状態のことだ。このデフレの環境では、物を売るために値下げ合戦が起こり、企業の利益が減少し、労働者への賃金が下落する。最悪の場合は、企業が倒産し労働者は失業する。国民は賃金が得られなければ、何かが欲しくても買うことができない。人が商品を買わなければ企業収益は悪化する。こうして日本は「連鎖的悪循環」の状態から抜け出せなくなってしまったという訳だ。

しかし、国の発表によれば、その後の懸命な政策努力によって、**中小企業の倒産は12,124件(2012年)から8,235件(2018年)**まで約30%減少し、**正社員有効求人倍率**（求職者1人につき、どれだけの正社員の求人があるかという数値）は0.83倍(2012年)から**1.63倍**(2019年)まで上昇し、当時「就職氷河期」と呼ばれた若者の就職内定率も98%まで上がり、それまで約840万人程度（～2012年）だった日本への**外国人観光客**は3,100万人（2018年）にまで増加、その際の消費額は1.1兆円から4.5兆円まで増加したという。こうした環境を受けて**国内総生産(GDP)**も、506.8兆円から573.4兆円へと**約67兆円**もの増加を確認できるところまで改善され、アベノミクス改革が進んでいることが示されている。

もしも、**政府の施策が狙い通りに上手くいって景気が回復しているのであれば、どうしてデフレからの脱却だけはできないのだろう。**デフレ状態を約20年も続いているのは世界全体でも日本だけだ。学者達の声に耳を傾けると「日本は成熟社会となって、もはや経済成長は難しい」と言う意見が大半だが、本当にそうなのだろうか。

### ●経済成長と成熟社会の関係性

では、「**経済成長**」をするためには何が必要なのか。それは、少しだけ「物不足、金あまり」という、**ややインフレ状態**となる必要がある。そうなれば「お金はあるけど物が手に入りづらい」状況になるため、人々の購買意欲が高まって、物と金が動いている状態になる。そのため、政府は「僅かにインフレ状態」となる**「インフレ率2%」**を目標としている。しかし、インフレが進み過ぎると、今度は日本の通貨の価値が暴落して信用経済は破綻してしまうので、インフレが行き過ぎると良くない訳だ。そのことから、日本は「僅かなインフレ状態」を目指している訳だ。

繰り返すが、現在「デフレ」の状況にある日本が、そこからの脱却を目指すのであれば、当然「インフレ」になる方向へ施策を展開させるべきであり、その方向へ政府が執った施策が上手く機能して、**政府が示したデータの通りに、雇用が増え、GDPも上昇して景気が上向いているのなら、少なくとも僅かでもインフレの状態に近づくのが当然だと思うのだが、今も尚、日本は「デフレ状態のまま」というのは、どこかおかしくはないのだろうか。**しかも、その理由がデフレ脱却のために執った数々の施策とはまったく関係の無い**「日本が成熟社会になったから」**だと説明されても、まったく納得がいくものではない。

そもそも「**成熟社会**」というのはインフラ（電気・水道・ガス、道路、鉄道等の公共サービス）が国の隅々まで行き届き、今さら公共投資等が必要の無い状態の社会を指している訳だが、**毎年のように地震や台風、大雨による水害や土砂崩れ等が発生する災害大国である日本が、繰り返し受けるインフラへのダメージとその復旧や予防に費やす公共投資額は、インフラをこれから整えようとする途上国との比ではない筈だ。**

さらに、インフラというのは一度構築しても、それ以降も安全な状態を維持するために再投資を続けなければ、いつかはそれも崩壊することになるのは必定だ。例え現在の日本が「成熟社会」であったとしても、新たな公共投資を繰り返し続けなければこの国が開発した都市部は、将来には間違いなく廃墟とならざるを得ない。それを「成熟社会」だとして「成長は望めない」とするのは意味不明である。

また、「成熟社会」であるか否かを問う遙か以前に、**日本の不景気対策は「財政支出の削減」**が基本中の基本とされ、先ずは**公共投資を「儉約する」**ことが前提としてある。しかし、国が儉約すればデフレに向かうことも間違いない事実なのだ。

## ●平成の経済施策への疑問

今さらではあるが、こうした状況を踏まえて左頁に列挙した当時から現在まで続けられている国のデフレ不況対策というのは、本当に正しかったのだろうか。冷静にもう一度見直してみたい。

さて、そろそろ、こうした経済の話しに飽きて、柔整には無関係だと感じておられる読者も居られるかと予想するのだが、もう暫く辛抱して頂きたい。

話しを戻す。実は、国がデフレ対策として長い期間実行してきた施策は、どれもインフレ（需要>供給）の状況時（物不足、金あまり）に対応すべき施策だった可能性が高い。繰り返すが、今の日本は「デフレ」状況にあり、デフレとは「物あまり、金不足」である。つまり、執るべきは「デフレ対策」の筈だ。

しかし、不況時に一般の企業が「節約」や「経費削減」策を執り、「収益比率」を高めようとするのは当然のことだろう。同様の考えで、デフレ状態にある国家が「債務」の姿勢をとると真逆の結果となる。日本がデフレの解消を目的とするなら、逆に政府自らが進んでやるべきなのは「**消費や投資を拡大**」させて、国内に流通するお金の量を増やすのが道理ではないか。

先に見た「成熟社会」を理由に「公共投資を削減（債務）する」というロジックでは、世の中にお金が滞る道筋をついてしまうことになるからだ。

そして、当時の政府が執った施策は、まるで一般企業と同様に「経費削減」を至上課題とした上に、国民には「消費税」の増税を課して消費を冷え込ませ、国内産業保護とは真逆の「グローバル化」を進めて、海外から安い物を大量に国内に流れ込ませ品物の値段を下落させてしまった。さらに、様々な業界の安定のための保護政策を取りやめる「規制緩和」を断行して各業界内の過当競争を激化させ、各企業の体

力を消耗させて、新たな投資からも遠ざけ、政府自体も「**財政支出**（公共事業への投資等）」を経費の儉約と称して削減し、国内市場へ流すべき公的資金を大幅に削減してしまったのだ。これでは消費も投資も減少し、物が売れずに景気が悪化して、デフレが進むのは当たり前ではないのか。

このどうにもトンチンカンに見えるミスマッチの施策がどうして今も続けられているのか。また、どうして導入されたのかを調べてみると、どうやら、当時の日本政府が英國や米国政府が規制緩和や自由化・民営化・グローバル化を実施して不況から脱出した成功例を目の当たりにして、それを見習った可能性が高いように思う。これは正に先述した「舶来品に目が眩んで飛びつく」という日本の悪癖そのものだったのではないか。

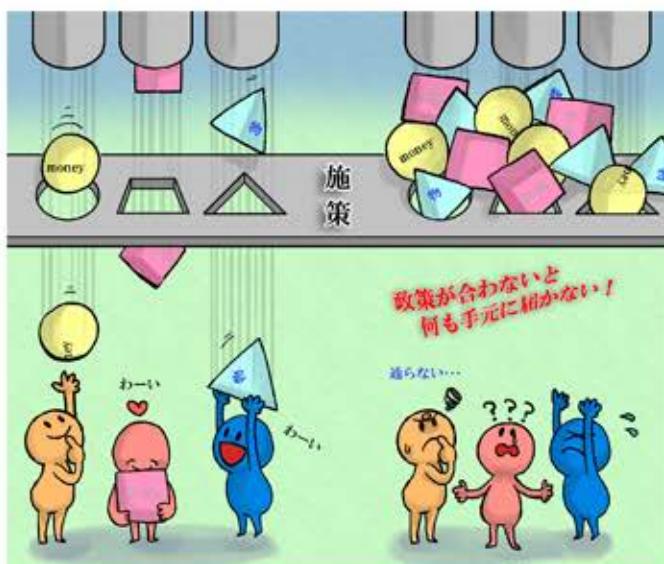
ところが、当時の英米両国は日本とは真逆のインフレの状況にあった。だからこそ上記に列挙したインフレ対応施策がしっかりとマッチして効果を上げたのだ。ところが、日本は英米両国の施策による「不況脱出」という「結果」だけに目が眩み、デフレ対策をすべきところにこれらのインフレ対策の施策を実施してしまったのだとしたら、いま我々の目の前に展開している「長期間のデフレ」の説明が見事についてしまう。

また、デフレ時には「物>貨幣」となって、人々は物を買わずにお金を蓄えるようになり、お金を増やすことが至上課題となる。先に見た平成の時代に“**新自由主義**”を軸とした欧米のインフレ策を誤って模倣したことが、我が国内に「**経済至上主義**」が形成される原因となったのも間違いないだろう。

そして、現在でも経産省等は、多くの産業や業者を競争させてでも利益を追求させる方向を推奨しており、それが各企業や業界の体力を奪う結果ともなっている。さらに、激闘の末に得たその利益から、国は自ら何の努力もせずにただ徴税しようという身勝手な皮算用が見えててしまうのは幻想なのだろうか。

日本最高学府である東大卒の最高のエリート達が集う財務省や有名大学の教授等の学者が、大勢で未来予測をする日本の経済の舵取りが、本当にこうした“馬鹿げたミス”を犯すのだろうか？甚だ疑問だ。

とはいって、今、実際に見えているのは、どれほど偉い学者や官僚達が示した方向へ舵を切り続けようとも「日本が長期間、デフレから脱却できずにいる」という現実である。



## ●日本は「財政破綻」するのか…？

さて、2018年時点での日本の財政赤字（政府の債務）は、財政危機が危ぶまれたギリシャやイタリアを遙かに上回り、対GDP比で200%を越えて既に230%とも試算され、主要先進国中でも最悪と言われている。そして、多くの経済学者やマスメディアも日本の現状を「危機的状況」と警鐘を鳴らし続け、書店の店頭には「**日本の財政破綻**」を危惧する学者達の著書が山のように積まれている。それらの書籍には「(政府の指示により)中央銀行である日銀が金融市場に資金供給を増やし続ける(量的緩和)と、返済不能となって、日本の通貨の信用が失墜して貨幣価値の暴落(インフレ)が起こる」と記載されている。

ところが、現在の日本の財政赤字は前述の通りGDP比で既に230%を越えている。とくにインフレどころか一万円札が紙切れと化すハイパーインフレとなっていてもおかしくない数値だ。しかし、現在の日本はインフレ(物不足、金あまり)どころか、デフレ(物あまり、金不足)の状態が約20年も続いているのだ。著名な学者達が心配する「インフレ」にも「財政破綻」にも一向になる気配すらない。

さらに、もう少し世界各国の過去の数値を調べてみると、摩訶不思議なことが見えてくる。というのは、19世紀前半のイギリスでは、政府の累積債務は常に「GDP比100%」を越え続けて、最大時には「300%」にまで達していたことは様々な歴史書や当時の財務関係書類からも確認できる。だが、当時のイギリスは、やはり今の日本同様に「財政破綻」にも「ハイパーインフレ」にもなることはなかった。それどころか、その時期のイギリスは、実は「大英帝国」として繁栄し、世界に覇権を疊かせていた時期とピタリと一致しているのだ。これをどう考えればよいのか。

そして、もしも日本の政府債務が対GDP比率で上昇し続けていることが「危機的」な問題であるなら、日本の「国債」など誰も買わなくなって暴落してもおかしくない筈だが、現実には日本の国債は買われ続けていて、その**長期金利**は世界中で最も低い「0.03%」程度を維持し続けている。もしも、誰もが日本国債が「暴落寸前」で価値がないと判断して買わなければ、日本政府はその金利を上げなければならなくなる筈だが、これほどまで低い水準で日本国債の金利が安定しているのは、本当は誰も「日本が財政破綻などしない」と考えているからに他ならないのではないか。そして、その結果が市場に反映していると見るのが妥当ではないのか。

確かに日本政府の**債務残高**は100兆円を越える巨額に達てしまっているのは事実のようだ。それだけを見れば、誰でも心配になるところだろう。しかし、大英帝国や日本国債の金利等のデータからは、日本が「危機的な状況」と判断されているとは到底思えない。データを素直に読むのならば、そのように見るのが当然ではないのか。

さらに見れば、現在、世界経済を二分するアメリカと中国のそれぞれの国の「成長率」と「財政支出」を比較してみると、両国ともこの二つの値が正比例して伸びていることが判る。この事実から導く答えとして「**財政支出=成長**」とさえ言えるのではないだろうか。現在、ある程度以上の経済成長が実現できている両国は、日本の学者や官僚が否定し続ける「財政支出」を精力的に行うことで経済成長を果たしているということになる。

だとするなら、産業も個人も財布の紐を締め続いているデフレ不況時の日本に於いても、国内のマーケットにお金を巡らして経済成長させることは可能なのは、やはり政府による「**財政支出(公共事業への投資等)**」が有効なのではないか。

しかし、日本の経済学者達は皆、政府の財政支出を増やすことに反対し続け、「**公共事業**のようなバラ撒き施策をやめろ」と言い続けている。確かに、公共事業がすべて「無駄」であるのなら、やめるべきだろう。しかし、災害大国のこの日本に於いて、やるべき公共事業はまだまだ山ほどあるのは先述した通りである。国としてやるべき公共投資があり、それを行うことでデフレ解消に繋がるなら、なぜ学者や行政の役人達は動かないのか、甚だ疑問である。

こうしてみると、果たして日本の賢者たる学者や官僚達は、本当に正しく日本経済の状況を把握できているのだろうか。いったいどんなデータを見て、現実を把握し、分析して「**日本は財政破綻する**」という答えを出し続け、その予測を約20年間も外し続けているのか。日本の「財政負債」は確かに巨額だが、その負債に対し、それを打ち消す程の**莫大な資産**が日本にはあるのも事実だ。それらを相殺した時に「破綻」が本当に見えるのか、これまた甚だ疑問である。

今年は選挙が多い年だが、我々が選択すべきなのは本当は政策を決定する「議員」ではなく、その施策の方向性を示す「学者や官僚」なのかもしれない。しかし、残念ながらそれを選出するシステムは、この国には用意されてはいないのだ。

## ●消費税の増税は本当に必要か…？

さて、繰り返すが日本では平成9年（1997年）に「消費税増税（3%→5%）」と「歳出抑制策」を同時に実行してデフレに陥ってしまった。しかし、既に前項で検証した通り、この二つとも実はインフレ時（物不足、金あまり）の対策としてはとても有効な施策だが、政府は「デフレ対策」として、消費増税や歳出削減という「インフレ施策」を行ってしまったのだ。望んでいたこととその結果が真逆になったのは、単純に「やるべきこと」と「やったこと」が真逆だったからとしか言いようがない。

さらに、これに懲りることもなく、正にデフレの真っ只中の平成26年（2014年）にも再び「デフレ解消」を掲げてインフレ施策の「消費増税（5%→8%）」を断行し、再びデフレ脱却を失敗させてしまっている。そして政府は、今年10月にも再び「消費増税（8%→10%）」を断行しようとしている訳だが、現在も尚、日本はデフレのままなのだ。先述の検証等を踏まえれば、例え増える一方の「社会保障費に充てる」という名目があるせよ、本当にこのタイミングで消費増税が必要なのか、またまた甚だ疑問である。

付け加えれば、実は世界中で消費税を社会保障に充てている国は殆どない。そもそも社会保障は、「国民が困った者を助け合う」仕組みであり、給付と負担の関係が明確であるべきとされている。しかし、消費税は全ての国民に平等に課されるため、低所得者の負担割合が高くなることは周知の事実である。困っている者からも平等に税として集めるというやり方が本当に正しいのかは、甚だ疑問である。

もう一言付け加えるなら、日本の消費税は、最初の消費税導入への反対を和らげるために、徴収した税額が一定額に達しなければ納税義務がないという、予め微収漏れを認めた不完全な税制でもある。

そして、こうした施策を発案し推す学者や専門家や、それらを後ろ盾として政府が進める経済施策からは、この国の社会保障や我が柔整業界の行方についても、このままだ任せておくだけで本当に大丈夫なのだろうか？という疑問が生じてくる。

我々柔道整復師は、政治のこと、経済のこと等は苦手な分野として、これまで政府が決めたことをただ守ってきた。しかし、そこに何も疑問や不安がなかった訳ではない。自らの業界の将来を我々は「不安」に感じ、その施策にも「疑問」を感じていた筈だ。であれば、ただ業界を政府に丸投げするような、あまりに「楽な選択」をして良い筈はない。

## ●大いなる後悔

さて、「行財政改革、経済構造改革、財政支出の削減、消費増税、規制緩和、民営化、自由化、グローバル化」等の数々な施策は、確かに政府が必死に「デフレ脱却」を目指したものだったかも知れないが、もしもそれらが、先に確認してきたように正しい施策ではなかったとしたら、我々柔道整復師が苦汁をなめたこの平成の30年間はいったい何だったのだろうか。

そして、デフレ脱却を目指す施策の一つとして打ち出された「規制緩和」策は、そのまま柔整業界には「個人契約（昭和63年）」や「養成校解禁（平成10年）」といった劇薬となって、我々の上に降り注いだのだ。

その後の業界の有り様を決定づけたこれらの施策は、柔整業界にとって一体どんな意味をもっていたというのだろうか。業界が向かった方向は本当に正しかったと言えるのだろうか。これも甚だ疑問である。

日本全体の歴史として見た場合には、明治期に導入した「欧米近代化を模倣したモデル」は、確かにこの国の発展の起爆剤となり効用があったことは確かだが、「大正」「昭和」を経て「平成」の時代になると、環境も状況も異なる欧米をただ模倣するだけでは、日本としての正解が見い出せなくなってしまったのも事実だ。

そして、我が柔整業界も「明治」の急激な近代化施策によって、我が国の伝統医療である柔道整復術は禁止され、続く「昭和」の大戦後の占領政策によつても消滅の危機に追い込まれてきた歴史をもつ。

その後、先達の血の滲むような努力が実を結び、近代化によって消えた世界各国の伝統医療の歴史上、他にまったく例のない「復活」を二度までも果たし、その後に繁栄の時期を迎えることができた。

しかし、そうした「宴の後」の世代は「努力をしない世代」となって、制度の進化や維持を目指すことがなかったために、「個人契約」と「養成校解禁」という大きな規制緩和が実行された際に何も対応することができなかつたのだ。

消費者物価指数 前年度比増減率



この平成を起点として柔整業界はカオス（混乱）期に陥り、その後30年間、柔整の受領委任制度も国家資格を取得するための養成校のカリキュラムも大きく修正すること無く放置され続けてしまった。

「平成」時代に日本が陥った「経済のデフレ期」と柔整業界が体験した「動乱期」がピタリと一致するのは、決して偶然ではない。この二つを重ねて見えてくるのは、その時期に国が執った「間違った施策」ということになる。

つまり、国の「間違った経済施策（財政支出の削減、消費増税、規制緩和、グローバル化等）」を受け、その過ちに気付かないまま、日本は「デフレ」から脱出できなくなり、柔整業界も「混乱」したということだ。

だからといって、柔整業界の混乱が長引いた理由は、国の施策のせいだけだった訳ではない。混乱する業界を放置し続けた業界自身の責任は、国の施策以上に大きいと言わざるを得ない。

当時、我々柔道整復師は、先述した通り「この施策はおかしい」と確実に気付き理解していた。それにも拘わらず、国の大いな力に押し流されてしまった。確かに国の決定には逆らえなかったのかも知れない。

しかし、明治維新・終戦後の二度に亘る「業界消滅」の危機の際には、最初は欧米文化を模した近代化という舶来品に飛びつく日本という国の特徴的な流れを止められなかつたとは言え、その後、先達の血の滲むような努力によって二度も「復活」を遂げたことは紛れもない事実である。我々にはその血を受け継がれている筈なのだが、その後の柔整業界は深い沈黙の時代へ突入し、何もしない業界となり果てたのだ。そして、そのまま欧米模倣を軸とした平成の「経済施策」による間違った「規制緩和」は、その根底に流れる「新自由主義」や「経済至上主義」が、柔整業界に入り込み、日本の伝統医療の形をミクロレベルで分解してしまったといったところだろう。

こうした経緯を踏まえれば、我が柔整業界は正に日本の歴史の激動の渦の真っ只中で揉みくちゃにされ続けてきた業界の一つであることが判る。しかも、平成期には業界内を自らの手で改革することもできず、約30年もの長きに亘って柔整業界を食い物として浸食する多くの悪意ある輩を野放しにしてしまったという有様だ。

いや、ただ黙って見過ごし放置していた訳ではない。柔整業界唯一の団体である日整は、数々の対応策を練り、実行に移そうとはしてきた。しかし、ここぞという時に決断ができず、ずるずると先送りにして、まるで「お役人の如し」で「新しいこと（改革）

はしない」「問題は先送り」「責任をとらない」といった具合だった。柔整業界がいまさら国の施策に文句を言ったとしても「天に唾を吐く」のと同じである。

もちろん、それぞれの責任の所在は明らかだが、その責任を追及するところからは何も生まれはしない。しかし、今回こうした「**経済**」という、まったく異なった角度から振り返ってみたことには大いに意味があるのだ。それは「**大いなる後悔**」を改めてすることができたということだ。そして、業界の地殻変動が始まってしまった30年前に、我々柔整業界はなぜ自ら動かなかったのか！という“何かを握り潰したくなるような強い憤り”といつても良いのかも知れない。

当時、我々自身は“この規制緩和策はマズイ”と「感じ」ていた筈だが、それを止める努力もせず、さらに“こうすべき”であると「確信した」ことがあつたにも拘わらず、それを実行に移すこととなかった。

そして、国の施策自体がどれほど見事な理論を掲げていたとしても、その実態は明治近代化の「欧米模倣」の姿勢から何も変わっていない。結局、最後に痛い目にあうのは、何もしなかった業界自身でしかないので。

この「大いなる後悔」をした上で、国が進める如何なる施策も、それが我が柔道整復業界に関わる限り、我々自らが考え、動き、そして決断をして、自ら積極的に大きな声を挙げるべきなのだ。

そして、もう二度と『平成』と同じ過ちを繰り返さないために、当時誤って導入された「個人契約」と「養成校解禁」という「規制緩和策」を振り出しに戻すべきなのだ。しかし、今さらそれが不可能であるなら、それによって柔整業界内に生じた「弊害」だけでも、何としても我々自らの意志で正しい方向へと修正しなければならない。

## ●平成の大改革の下地

繰り返すが、我が柔整業界に於いて多大な影響を及ぼした「二つの規制緩和（個人契約・養成校解禁）」は、当時のデフレ解消を目的として行われた規制緩和施策の一つであった。その事実からは、すべてとは言わないまでも、間違って導入された施策によって生じた結果も当然のこと「間違いであった」と考えられる。いや、そう考えるべきだろう。

さらに、様々な最新情報を集めて思考した結果、過去の間違いを見つかったのなら、頬被りをしてその間違いに蓋をして隠すのではなく、間違っていたという事実を潔く認め、その時に本当は何をすべきだったのかを思考し、その上で、いま何をすれば現状を正しい方向へ変えることができるのかという打開策を示すことが「舵を握る者の責任」である。

ところが、「終わってしまったことをクヨクヨと考えても、過去に戻れる訳でもないので仕方が無い」等という者もいるようだ。本当にそうだろうか？過去を検証し、間違いを正すという対応をしなければ、「間違いであった」という事実までもが風化し、いつの間にか何が間違いであったのかさえ忘れ去られ、結局のところ、原因の把握ができなくなってしまう。

だからこそ、今、我が業界が確実にやらなければならないことは、先ずは「過去の検証をする」こと。そして、その現実を踏まえた上で、最新情報を基にした「将来への確実な打開策を示し進む」こと。この二つだと思う。

そして、我々は「平成」の最終前年（2018年）に、何とか不正請求の根絶を目指した「施術管理者要件強化」と「審査会の権限強化」を盛り込んだ柔整の「制度改革」だけでなく、カリキュラムの大幅改正を含む「教育改革」を実現することができた。

つまり、「令和」の時代からは日本古来の伝統医療である柔道整復を正しく修正していく方向付けが厚労省主導で実現できたのだ。

この改革は、工藤会長が日整の会長に就任して、その後に世間に構想が示されてから僅か3期6年ほどで実現に漕ぎ着け、あまりに見事に仕上げられたため、いわゆる「平成の大改革」と呼ばれているが、実はこの構想自体が練られ始めたのは、「二つの規制緩和策」が実施され、それを「間違っている」と確信した柔道整復師によって地道に積み上げられてきた「数値の裏付けを取り、結果につながった現実を明らかにする」という下地づくりの努力が約20年の歳月をかけて実を結んだものだ。

## ●政策のための“嘘”を見抜く…

要するに「改革には時間がかかる」ということだ。今、目の前で起こっていることが本当に正しいのかどうかについて、ただ首を傾げてしているだけで検証をしなければ見えてこないことが沢山ある。

そうした中で、日整の制度改革が大きく進むきっかけとなったのは、実は平成21年の民主党政権下の「事業仕分け」だった。

当時の柔整業界は、「個人契約」「養成校解禁」という誤った二つの規制緩和によって、資格者数が急増し数倍に膨れあがっていた。しかも日整がそれまで維持していた業界内のコンプライアンスが及ばない個人契約という無法区ができたことで、業界内秩序が大きく乱れ、社会的な問題も発生していた。

そして、当時の民主党政権下で「事業仕分け」という、いわゆる社会保障費の削減策を強引に実行する作業が実行されたのだが、国民の健康に大きく関わる社会保障費を事務用品の経費削減と同様に、ただ総額削減を目的とするやり方は明らかにおかしい。まして、デフレの時期にこうした社会保障費や公費の削減を進めるのは、むしろデフレをさらに進行させてしまうことになることは先述した通りだ。

しかし、当時は「予算を削除することが正義」とされ、柔整療養費を直接名指しで批判し、その様子がテレビで生中継されたのである。柔整療養費は毎年、厚労省からその総額の集計が公表されているが、「国民医療費を超える伸び率は有り得ない」として個々の請求内容を確認することなく、「不正の疑念を拭えない」という結論を突き付けられたのだ。それを受けた翌年（H22年）の会計検査院の報告等を始めとし、毎回の料金改定に付帯事項をいくつも付けるといった柔整叩きの施策が始まったのである。

こうした状況下で、当時、厚労省が示した統計値に明らかな不審を抱いたのが当会広報部だった。いや、おかしいと感じた柔道整復師は他にも多くいたと思う。しかし、殆どの者が何もせず放置していました。それでも当会広報部だけは、数ヶ月の調査の結果、「統計値の計算方法が意図的に変えられたため」に柔整療養費の総額が3割以上も伸びたように表現された事実、いわゆる統計的な一種の“嘘”を見抜くことに成功し、本誌「コンパス」の巻頭で指摘したのだ。その結果、指摘直後に何と過去5年分の統計データが厚労省によって修正され発表し直されたという経緯があるのは、既に当誌の読者であればご存知のことだと思う。

## ●自らの感覚を信じ貫く姿勢の重要性

最近、賃金や労働時間に関する「毎月勤労統計調査」という厚労省の統計で不正が発覚して問題となつたが、この統計はGDP（国内総生産）の算出にも用いられるなど、政府における**基幹統計**の一つとして位置付けられている重要なものだ。

これを会社の業績とボーナスに例えると「会社の業績次第で、社員のボーナスが決まる」訳だが、その会社の業績自体の数字にウソや間違いがあったら、社員のボーナスを上げるのか下げるのかといった算出の根拠自体が成り立たなくなってしまう訳だ。

このように、国が集計する基幹統計が信用できなければ、その国は国際社会でも信用を得ることができない。今回、政府統計で不正が見つかったことは、日本が信用できない国になりかけているということであり、事態はかなり深刻なレベルといえる。

しかし、この厚労省の「**統計疑惑**」というのは、今に始まったものではない。前項で示した通り、ちょうど10年も前（平成21年の時点）に柔整療養費の推計値でも**意図的なデータ変更**等があったことは説明した通りだ。このことは、自分が「間違いだ」と感じた時に、それを信じて調査を行い、真実を突き止めるという作業を貫くこと、そして正しく修正させることの重要性が明確になった瞬間だったと思う。

そして、我々が忘れてはならないことがある。今回の厚労省の統計の不正が発覚する遙か以前となる平成19年（2007年）にも、社会保険庁の年金記録のずさんな管理が問題視された財務省の「**消えた年金問題**」を始め、直近では、防衛省の「**イージス・アショア建設計画**」で使用された地理データ確認のいい加減さ、財務省の「**老後の年金が2000万円不足する問題**」等、不正とまでは言わずとも、**行政のデータ軽視体質と管理のズさんさ**を挙げたらきりがない。

しかし、そうした明らかなミスが何度も表面化し問題となってメディアで騒がれ続けているにも拘わらず、多くの国民がそれを「正しく修正させるまで監視を続け、真実を突き止める」という作業をせず、途中で放置してしまっているのだ。まったく同様に我々柔整師も、明らかに誤った施策によって業界が大きな打撃を受け、「それはやめるべきだ」と誰もが感じていながら、「**自らを信じ貫く**」ことをしていない。おかしいと感じたなら、その施策を改める必要がある。自分でやらなければ、誰かが代わってやってくれることなど有り得ない。日整広報誌のタイトルのように「**Feel!（感じて） Go!（実行せよ）**」である。

## ●誰が声をあげ、誰が動くべきなのか

繰り返すが、日本社会の中で、或いは国民の健康を守る為の「医療」という業界全体の中で、我々柔道整復師の思いや理屈を通すことの難しさは、日常生活を送る上で嫌というほど痛感させられている。

さらに、日々の生活、日常施術を続ける上で、業界全体の方向性やその制度、仕組み等を今の時代に合わせて変える作業をすることの難しさを感じずにはいられない。

では、それを実現させる為にはいったい「誰がやればよいのだろうか？！」。現在この国に柔道整復師の資格を持つ者は約**7万人**いる。「苦しい、苦しい」と誰もが感じているが、自分もただそれを言つていれば誰かが何とかしてくれるのだろうか。それとも何も言わずにじっとしていれば神が我々を救い導いてくれるのだろうか。決して宗教を否定も批判もするツモリもないが、我々が生きていくこの業界と、そこに救いを求める患者が存在する限り、我々はそこから逃げてはならない。患者を救う為の整復固定の技術や、それらを制度として維持するための努力を続けるのが柔道整復師の第一の使命なのだ。**他の誰かに任せて自分は何もしないでは済まない話である。**

では、一体何をどうすればいいのか。政府発表の様々なデータや報告からは、確かに日本は経済成長して景気が回復しているようにも見える。しかし、そのデータそのものが信頼できるのかという不信感が残れば、示した報告データの裏付けが失われてしまう。公的に示されたデータを見つめ、それが正しいのか否かを見つける作業は、何も特別な役職に就かなくとも誰だってできる筈だ。人任せにして、結果が出ないと不平不満を言うだけでは何も解決しないのではないか。どうせ声をあげるのなら、せめて現状の把握をしてからだろう。何がどうなっているのかさえ知らないままの柔道整復師が大半という状況で、本当にこの業界を残す為の改革が進められるのだろうか？是非、真剣に考えて欲しい。

柔道整復師の資格を持ち、勤務するだけなら、業界のこと、未来のことを考えなくても良いのだろうか？施術所の経営ができていれば、ある程度の収入を得られていれば、その原資がどこから、どのような手順で自分の手元に届くのかを考えなくても良いのだろうか？地域住民の利便性の為に許されている柔整業界の様々な仕組みの本質を理解せずに、自分の利益だけ守ればそれで本当に良いのだろうか？今、1人の柔道整復師が何をすべきか考えて欲しい。

## ●悪貨を駆逐する！

さて、社会保障費の伸びについては、高齢者人口の増加に伴って年々増加の一途であり、柔整療養費は逆に減る一方となっている。平成21年に「国民医療費の伸び率を超えていた」として問題視された時点で、本当はそれ自体が間違っていたことは既に確認済みだが、その間違った指摘と施策、それによる風評被害は、今や柔整業界にとって見過ごせない「存続を揺るがす」最大の問題となっている。この誤りを正さない限り、柔道整復に明日は来ない。

そこで、「残すべき正しい柔整」と「抹消すべき不正な柔整」とを切り分けるための改革がここ数年進められてきた。それこそが「制度改革」であり、「教育改革」な訳だ。

しかし、それだけではまだ目的は達成できない。なぜなら、この改革の目的である「正しく請求する者が評価される」仕組みと同時に「**悪貨を駆逐する**」ことがまだ完成できていないからだ。

例えば、湖に放たれた外来種が日本古来の自然体系を破壊させようとしているからこそ、元々そこに生息する既存種を守らねばならないというのに、湖に毒を流して生物を全滅をさせるような「**総額削減**」策を行政は進めてしまった。それをやめ、害を及ぼす外来種のみを個々に選別して駆逐する「**不正のみの排除**」を実施するための「新たな仕掛け」が必要となり、ようやくそれらを構築し湖に仕掛けることになったというのが現在の状況なのだ。しかし、この作業は非常に手間がかかる。行政は劇薬を流すような手っ取り早い方法を好む。しかし、それは古来から棲んでいる種からすればたまたまではない。

そして、ようやくここから「害を及ぼす悪化を駆逐する」作業が進められていくことになる訳だが、現時点での実施が決定したのは制度改革の「**施術管理者の要件強化、審査会権限強化**」と、教育改革の「**カリキュラム変更、実技重視**」といった一部のみだ。

今後は、さらにこの『**悪貨駆逐システム**』は目的達成に向けパワーアップしていくことが確実だ。水質を清めながら害種のみを駆除するという難しい作業ではあるが、我々自身が「これが正しい」と自ら声をあげ、それを実行するからこそ、今、行政も保険者もそれに賛同する方向性が得られている。この先に、まだまだ幾つもの仕掛けを用意しているが、確実に結果に結びつけるためにも、現時点ではその内容の詳細を語ることは控えておきたいと思う。

## ●柔整療養費が増加するのは当然

国民医療費が増加し続ける中、鍼灸・あんま・マッサージ等の療養費も確実に増加し続けている。高齢化が進む環境は医科だけに影響するものではなく、医療関係各業種にも同様に影響を及ぼしている。

ところが、前項で確認した通り柔道整復に限っては、平成21年の事業仕分け以降、平成23年の4,023億円をピークとして、それ以降7年間で約300億円もの減少が見られており、その間の資格者数は43,946人から68,120人まで増加している。高齢化によって患者数も増え、施術者数も増えているのなら、柔整療養費が増加するのは至って自然なこと。それは、医療費が増えるロジックと何ら変わらない筈だ。それを柔道整復のみが減少させられなければならない理由などあろう筈もない。これこそ異常な状態であろう。

何も柔道整復師が好き好んで自らの請求額を切り捨てている訳ではない。それは、隔年ごとに繰り返す料金改定の度に付けられる付帯事項や、裏付けの無い調査と返戻、支払い拒否といった流れがあるからに他ならない。そして、これらの柔整療養費削減策の源流が、平成21年の事業仕分けにあったことは、これまで何度も本誌「コンパス」誌面上で明らかにしてきた。しかし、同時に古くなった療養費の審査システムの不備について「不正」が拡大していたのも事実である。そこで、業界自らが「**白黒を切り分けるための改革**」に着手したことだ。

今回、不正の現状把握を進め、その巧妙な手口を探り、何段階もの改革案を設定した。しかし、悪貨の駆逐だけでは、実は多くの正しく請求をしている社団会員が望むところには直結しない。例え、柔整の不正請求者が摘発され、柔整療養費が減り、正しい柔整師が残ったとしても、政府が流した「劇薬」は「悪貨」だけではなく、「良貨」にも確実に強烈な打撃を与えたのだ。その部分を修正しなければ、「良貨」である正しい柔整師でさえも、このまま毒素をたくさん取り込んで、何れ死に絶えるに違いない。

一度、この業界に流し込まれた劇薬が業界内にもたらした環境変化はそう簡単に解決できるものではない。まずは「悪貨を駆逐する」のが先決だが、それだけでは駄目なのだ。「良貨」が体力を回復するだけの「栄養剤」が確実に必要である。しかし、悪貨駆逐には時間がかかるため、良貨を識別して栄養回復策を同時に進める秘策が必要なのだ。そうすることで、柔道整復療養費は正しい伸び率を示し、その結果は不正のない正しい増加となる筈なのだ。

## 【悪貨駆逐システムー1】

### ●不正の種類

繰り返すが、柔整業界が何としても根絶したいと考えているのは「**不正請求**」であって、柔整療養費の「**総額削減**」ではない。患者のために作られている柔整療養費及び受領委任払いの仕組みを悪用して「己の利益だけを追求する輩」と、その者達が行う「不正請求」をこの柔整業界から撲滅したいのだ。

しかし、単に「**不正**」といつても、①「**単純なミス**」から、②「**悪質な故意**」による不正請求まで色々ある。そして、③「**二次点検の調査会社**」による患者抑制、④「**認識・知識不足**」による無意識な間違い、⑤「**誤認**」されているもの、さらには自分の都合に合わせてルールを歪めた⑥「**狡猾、身勝手**」なもの等々だ。現実に、どのような不正があるのかを把握しておきたい。

#### ① 「単純なミス」

先ずは、最も単純なものとして「記載・計算の誤り」や「記載漏れ」「資格確認漏れ」等だ。これらは、保険者自身が提出された申請書をしっかりと確認をして、ミス等を見つめたり返戻することによって修正・再提出があれば問題はない。

これらは確実に「修正が可能なもの」だ。

#### ② 「悪質な故意」の不正請求

①単純なミスの対極にあるのが、言わずと知れた「**不正請求**」である。どこの業界にも「不正」は存在し得て、それを100%絶滅させることはほぼ不可能に近い。しかし、そこへの追求をやめれば、水は濁るばかりとなる。この項目について詳細にまとめるに、別冊が必要となるに違いない。とりあえず、ここでは分類として示し、それを絶対に許さないという姿勢だけを示しておきたいと思う。

#### ③ 「二次点検の調査会社」

不正請求を無くすために行われる保険者の「患者調査」であるが、中には保険者自身が行わずに外部委託の業者が行う場合も多く、「**手数料稼ぎ**」のための二次点検や返戻が受診抑制となって、厚労省からは「行き過ぎた二次点検への留意事項の事務連絡(H30.12)」が発出されているが、最近は、逆にこうした調査が業界を蝕む不正となっているのも事実だ。

#### ④ 「認識・知識不足」～「協定」と「契約」～

受領委任制度の「**協定**」と「**契約**」の違いについて正しく理解していない者が多く見受けられるため、少し説明をしておこう。

先ず、公益社団柔整師会の会員の申請書が何らかの理由によって返戻される場合は“**団体(三者)協定**”の内容通りに、保険者から各都道府県の公益社団柔整師会に返戻され、それが申請書の作成者である社団会員に送付されて、請求者である会員自身が訂正した後に公益社団柔整師会経由で保険者に再提出される。

そして、個人契約柔整師の申請書の返戻については、受領委任の“**個人契約**”の内容の通りに行なえば、保険者から申請書を返戻する相手は申請書の作成者である「個人契約柔整師」に直接返されることになる。そして、個人契約柔整師自身がそれを訂正して、直接保険者に再提出するという流れである。

受領委任を使用するにあたって、「**協定**」を利用する社団会員の場合には、会員から所属する公益社団柔整師会に申請書が集められ、「会長名」で1つに纏めて保険者へ請求が行われ、返戻も同様に協定団体である公益社団柔整師会に纏めて返戻されるのは、「会長委任」という形で保険者への請求者を一つに纏めることが「**協定**」の中に明記されているからである。

しかし、同様に受領委任の仕組みを使って「**個人契約**」を利用する柔整師は、「契約」の当事者はあくまでも個人契約柔道整復師本人であり、その申請者は自身が自ら単独で保険者へ請求し、保険者からの返戻も請求者自身へ戻される筈だが、それは、「**個人契約**」の契約内容の中には、団体協定にある「誰かに委任する」ことについての記載自体がないからだ。

というのも、受領委任の取り扱いをするにあたっては、必ず「(団体)協定」か「(個人)契約」かを選択することになっており、「団体」に所属せずに自分自身(個人)で契約し、請求業務を自らがやるからこそ「個人契約」ということになる。

ところが、「個人契約」を選択した柔道整復師は、請求事務の作業を自分自身で行わずに、外部の業者に「**委託契約**」している者が非常に多い。中には、この委託契約を含めて「**個人契約**」だと勘違いしている柔道整復師が少なくない。これは、受領委任の制度について、自分が結んだ「(個人)契約」の内容を正しく理解できていない状態であり、明らかに「**認識・知識不足**」と言える。しかし、実際に契約を結んでいる以上、その契約内容を正しく理解していないことは許されることではない。

## ⑤-1 「誤認」～請求代行業者の位置付け～

さて、「誤解」について確認しておきたい。「(団体または三者)協定=社団会員柔整師」に対して、「(個人)契約」については、「個人契約柔整師」と「請求代行業者」とを混同している者が多数いることは先述した通りだが、明らかに違うのは「請求代行業者」は「協定団体」ではないということだ。

そもそも、「請求代行業者」というのは、個人契約柔整師が柔整療養費を請求する際に「単に申請書の取り纏め事務代行をする営利目的(手数料を得るために)の業者」のことである。だから、受領委任の取り扱いについての「協定」はもちろんのこと、「契約」すらも関与していない。当然のことだが、実際に「協定」または「契約」を結んでいる請求代行業者というのは、日本中のどこにも存在していない。「協定」は唯一、各都道府県の公益社団柔道整復師会が結んでおり、「契約」を結んでいるのは個々の個人契約柔道整復師自身で、請求代行業者自身は、柔整療養費及び受領委任の仕組みの中に、その存在自体が想定されてはいないのだ。

それでも拘わらず、請求代行業者の多くが、あたかも「団体協定」を締結している公益社団柔整師会と同様の位置付けであるかのように振る舞い、企業名を掲げて「団体」と名乗り、自社の名前やマークを印刷した申請書を独自に作成して、業務委託をしている個人契約者に高値で販売し、請求も返戻も入金さえも請求者である個人契約柔整師に代わって自らが代行するとし、あたかも「団体協定」を結んでいる公益社団柔整師会と同等の位置付けで「委任」を受けたと主張しているのだ。そして、保険者だけでなく無頓着で知識の乏しい柔整師にまで、公益社団法人格を取得している日本柔道整復師会と同様の「団体」という誤認をさせているのが現状だ。騙す方が悪いのか、騙される方が悪いのか、何れにしてもこれでは「協定」も「契約」もあったものではない。

しかし、柔整の受領委任を扱うからには、何よりも「柔道整復療養費の受領委任規定」を遵守する必要がある。そのルール上に存在しない営利目的の請求代行業者が、三者(都道府県知事及び地方厚生支局長と公益社団法人会長)間で「(団体)協定」を締結している協定団体(日整)と殆ど同じ位置付けで扱われることは極めておかしなことであり、すぐにでも訂正すべきだろう。しかも「請求代行業者」は、現時点で300社以上も存在していることが分かっているのだ。

## ⑤-2 「誤認」～保険者による返戻～

先述したが、個人契約柔整師の申請書の返戻について、「保険者」は個人契約柔整師本人に返戻すべきところ、個人契約柔整師から代行業務を委託された人数分を全部纏めて「請求代行業者」に返戻てしまっている。どうしてこんな馬鹿げたことが起こるのだろうか。保険者に聞くと「請求団体」と認識しているという。これは「協定団体」と同等だと勘違いをしているということなのかといえば、協定と契約の違いはシッカリと認識されているようなのだ。その上で、このような対応をしているのは、事実上、厚労省が認めてしまっているからに他ならない。30年前のことを踏まえれば、厚労省自身は「個人契約」の仕組みを自ら進んで作った訳ではない。一部の柔道整復師に「同じ資格を持つことを理由に不平等だ」と訴えられたことで思考が停止し、面倒になって和解して許してしまっただけなのだ。そもそも、受領委任払い自体が柔道整復師の資格があるから可能になっているのではないことを踏まえれば、そこに不平等など有り得る筈も無かったのだが、行政は時として、こうした後先を考えずに、ただ損失額と規模だけを思い浮かべて妥協してしまうことがある。その時は、まさか30年後に協定を上回る数の個人契約者が出現するとは考えてもいなかったのだろう。だからこそ、実は今では柔整業界に何とか纏まって欲しいと考えているのだ。勝手な話だ。そして、今になってこの2つの制度が併存していることの面倒さを心底悔いているという訳だ。

さて、個人契約柔整師が「請求事務の代行委託契約」をして外部の営利業者に委ねること自体、この柔整療養費の制度意義から考えても、ただの「認識不足」や「知識不足」等といった類いで許されるべきではないと思うが、委託を受けた「代行業者」の振る舞いも、「保険者」による返戻等の対応も、「無知(知らずに)」で「間違ってしまった」というのではなく、その行為が不正であることを十分に知った上で不正を続けている明らかに故意的な「受領委任の契約に違反している状態」である。

しかし、それらが継続する理由は、保険者が規定の通りに個々の個人契約柔整師ごとに別々に返戻や入金をしたら、その手間と費用は莫大なものになる。しかし、協定団体と同等の扱いをすれば、纏められて僅かな手間と費用で済んでしまうことになる。この不正がなくならないのは、保険者側に、そうした理由が背景にあるからなのだ。

## ⑥「狡猾、身勝手」～不正への対応～

ともあれ、改革が進み「平成の大改革」が実行されたからには、柔整療養費と受領委任払いに関するあらゆる問題について、これ以上だらだらと引きずることなく、素早く“ルール通り”に制度運用が行われるように徹底していかなければならない。

### ⓐ請求代行業者への対応

残された不正対策の中で、何よりも最優先しなければならないのは「請求代行業者の位置付け」をあるべき正しい位置に戻すことだ。そして、『請求代行業者は「協定団体」ではない！』』という基本中の基本である原点を放置し、「知識」も「責任感」さえも不足してしまっている個人契約柔整師に、或いは誤認している振りをして自らの利益を優先させてしまっている保険者に対して、柔整業界とその制度を所管する厚労省自らが、改めて徹底的にその事実を周知して貰わなければならない。我々が業界の内側からいくらそのことを発信しても、“強制力の伴った言葉”を厚労省が発し、あくまでも「正しい制度運営」に向けての修正作業を確実に実行すると宣言をする必要がある。

そして、今後の申請書の取り扱い（請求・返戻・入金）等については、受領委任の規定に定められた通りに、【(団体)協定】は「公益社団柔整師会」が纏めて請求・返戻・入金を行う。そして、【(個人)契約】は各々の「個人契約柔整師」が直接（請求・返戻・入金）を行う。この基本通りのことが実行されれば、「制度違反」を発生させている「不正の連鎖」の大元を断ち切ることができる。しかも、ただそれを実行するだけで、今、柔整業界で発生している「不正」の半数以上が改善されることになるのだ。

というのは、請求代行業者は保険者から直接返戻された申請書の「事務的な修正作業」を業者自らが直接行うこと自体が不正そのものなのだが、それだけに留まらず、実際には保険者や公的審査会からの疑義返戻書類についての「回答」までも代行委託元の個人契約柔整師本人に伝えること無く勝手に修正して、そのまま請求代行業者から保険者や柔整審査会に直接再提出しているという事実があったことが、柔整審査会の権限強化による「聞き取り調査」から判明しているのだ。それは患者のカルテ等を確認することなく、部位数や負傷名、負傷原因を知りうる筈のない請求代行業者が勝手に行っていたのだ。

この「絶対にあってはならない“請求代行業者による不正”」を止める事こそが、柔整業界が何よりも進めたい「悪貨の駆逐」の作業の第一歩なのだ。

そして、この作業を実施する際に予測されるのは、先ず第一にこれまでの既得権を主張して「請求代行業者による抵抗」が考えられるだろう。しかし、上記のような不正の実態が判明している以上、それを許してきてしまった「個人契約」の業務委託による代理請求をもう一度根底から大きく見直す必要性がある。それを否定できる筈もない。

かといって、我々が進める改革は、個人契約柔整師の申請書について、請求事務を代行する「請求代行業」自体を丸ごと否定するということではまったくない。まして、「個人契約制度」の廃止を目指してもいないのだ。規定通りに「請求事務のみの代行委託」として、いわゆる委託を受けた個人契約柔整師自身に代わって保険者別に申請書を選別したり、保険者別に申請書を送付し、それぞれの合計等を纏めるといった帳票を作成したりする請求代行作業であるなら、何も問題ではないのだ。

しかし、複数の個人契約柔整師から受けた請求事務を複数人数分すべて纏めて、請求代行業者の名前で請求をしたり、返戻書類や入金等を纏めて受けることは許されない。そうでなければ、協定団体（日整）が締結している「団体協定」で確約した「会長委任」と変わらなくなってしまうからだ。

しかも、「柔道整復師」でも「個人契約柔整師本人」でもない、ただの請求代行業者が、あたかも多くの「個人契約柔整師」自身の意志と権利をとりまとめる「個人契約柔整師の代表団体」であるかのように振る舞い、この業界の仕組み自体を自らの利益のためにねじ曲げてしまっているのだ。

しかも、開始以来まったく改善できなかったこの個人契約の問題を、ただ受領委任規定に、その存在自体が何も記載されていない「請求代行業者」という位置付け通りに正し、彼らに「認められていない行為」をただ「やめさせるだけで解決するのだ。今変えなければ、今後も何も変わらない。

この改革は、「平成」時代に誤って導入された規制緩和によって「個人契約」から生じた「不正」の元を丁寧に突き止めることで、業界内に横行していた「不正」や「ルール違反」の根源を正すためのものだ。

そして、この改革を確実に実行することによって、柔整業界の巨悪をはじめて消滅させることが可能になるのだ。

## ⑬保険者への対応

そして、次は「**保険者**」である。保険者は、現在それが「正しい対応」ではないと知りながら、協定団体でも個人契約柔整師自身でもない「請求代行業者」から請求を纏めて受け取り、さらに疑義書類等の返戻や入金までも纏めて代行業者に送ってしまっている。それを今後は「柔整療養費受領委任規定通りに正す」となれば、それが過ちを正す正当な行為であることが理解できたとしても、保険者にとっては「入金手数料等の費用が爆発的に増加する」緊急事態となるのは間違いの無い事実だ。この点に対して保険者からは、いわゆる「無い袖は振れない」理論で反発が考えられなくもない。

とは言え、厚労省から正式な「通知」が出されれば、不正自体が世に明確に示されることで、保険者としてはそれに従わざるを得ない。

それでも、実際の運用を考えた時には黒字運営となっている「協会けんぽ」は別としても、個々の組合健保の保険者にとって、これまで用意していなかった費用を新たに捻出するだけの余裕があるかについては、相当の疑問符が付いてしまうのも事実だろう。

しかし、この根本のところを正さなければ、結局「①請求代行業者への対応」を正すべき保険者自身が腰砕けとなって、やるべきだと理解はしているけれども「やりたくともできない」状態となる保険者が発生してしまう可能性はある。なので、この対応策を是が非でも実現をさせるためには、費用負担への何らかの補填をどこからか準備させるか、問題解決のための全く新たなアイデアの創出が求められることになる。

ここまで流れを見直せば、「**①請求代行業者への対応**」の実現のために「**⑬保険者への対応**」が必要条件となり、その**⑬**の実現にはさらに「**費用補填**」か「**別の仕組み**」が求められるという、芋づる式に解決の答えがズレ込んで遠退していく構図は、これまでこの問題解決に長期間を要し続けてきたことを改めて理解させられる。

しかし、今回はここで諦める訳にはいかないのだ。そして、次項（P.20「悪貨駆逐システムー2」）で詳細を説明するが、実は今回はその「**解決策**」を用意できている。もう、この改革を止める訳には絶対にいかないのだ。



## ⑭「知識不足による不正」への対策

さて、不正への対応としては優先順位を考慮して**①**と**②**を先に説明したが、「知識不足による不正」と「故意的な不正」等へのそれぞれの対策が既に実行段階となっていることは、何度も説明を繰り返して来た。そこで、ここでは簡略化して詳細を省き、影響の出る時系列順に簡単にまとめておこう。

### I 教育改革

先ず、既述した通り、柔整業界で「不正」が発生する原因の「**根を絶つ**」ために、資格を取得する前の段階で「**正しい柔道整復師を育てる**」仕組みの強化を図ったのが【教育改革】だった。

そして、教育改革は主に以下の2つが柱になり、昨年（平成30年4月）養成校に入学した学生からこの改革による対象となっている。最短で令和3年4月以降に誕生する柔道整復師は、それ以前と比べて格段にバージョンアップした「**New Type**」となる。

#### (i) カリキュラムの大幅改定

- ・総単位数の増加（最低85単位→99単位）
- ・新たなカリキュラムの追加  
受領委任制度、柔整の保険対象、医療人としての倫理観、超音波画像、等

#### (ii) 実習の重視（臨床実習）

- ・臨床実習時間の増加  
(1単位15時間→4単位180時間)  
養成校附属施設だけでなく、開業柔道整復師の施術所で実際に患者に触れる経験を重視する方向性の確立

学生期間中に、実際に地域で開業している施術所の現場で相当時間の体験を可能にする臨床実習は、開業時に必要な「倫理観」や「保険制度、給付の仕組み」の知識に加え、症状把握のポイントや患者への症状説明、接遇、緊急対応、地域社会との連携等についても、その必要性を改めて知る機会となり、研修先の実体験は、そのまま柔整の「正」「不正」を判断できる能力が格段に増すことを意味する。それは、現在問題となっている無資格者等の単なるサービスという観点ではなく、柔整が地域で困っている人々を救う社会保障という立場にあることを実感する機会となり、卒後の就職先を決める条件への思考

変化も期待できるのだ。つまり「高賃金や週休2日」等の高待遇だけでは得ることのできない、正しく柔道整復を行える魅力（知識・技術）を知ることで「正しい柔整」を選択する新卒者が増えることも期待できるのだ。それは、ある意味で学生を受け入れる既開業者側（※1）にもそれなりの覚悟が必要となり、業界内に良い刺激を与えることは間違いない。

これまで知識が不足した者達に対し、この教育改革を通じて徹底的に「情報と知識・技術」を与え、何が正しく、何が柔道整復師として許されない「不正」なのかを自分自身で理解できるようにしていくことで、「知識不足による不正」は確実に減少していくと同時に、「正しい施術」が行われていない接骨院は、臨床実習等を通じて、近い将来には“人手不足”に陥る可能性さえもが見え始めている。

## II 制度改革

さて、「知識不足による不正」対策は、養成校を卒業した後の柔整師にもシッカリと用意されている。それが制度改革の目玉となっている以下の二つである。双方とも「施術管理者」になるための必要条件として既に昨年4月から義務化されている。

### (iii) 施術管理者研修の受講義務化

- ・2日間／16時間（公財柔道整復師研修試験財團主催）  
卒後、開業または勤務して「受領委任」を使用して柔道整復を行う場合には、研修の受講が義務付けされた。単純に勤務するのみ、或いは開業しても受領委任を使用しない場合には受講の義務はない。

### (iv) 実務経験の義務化

- ・「施術管理者」になるための勤務期間の義務付け
  - 1年間（令和4年3月まで）
  - 2年間（令和4年4月から）
  - 3年間（令和6年4月から）
- 「実務経験証明書（以降「証明書」）」の提出。

「施術管理者研修（以降、「研修」）」は、今回養成校のカリキュラムに追加された様々な新項目、特に不正の原因である「受領委任制度・保険の対象」等についてを実際に養成校在学中に履修することができなかった既卒者で、これから施術管理者になる予定のある資格者が対象となる。要するに、これから開業し保険請求することになる予備軍への対応ということだ。

また、この「研修」では養成校での3年間のカリキュラムにはなかった「柔道整復師として今後は保持すべき様々な項目」が盛り込まれ、ただ「資格を有して勤務すること」と「受領委任制度を利用して公的保険の請求行為をすること」の違いを繰り返し講義し、施術管理者の責任の重大さを理解させる。そこで、自ら積極的に情報を求めることも、柔整の制度を正しく理解しようともせずに、安易に申請書を請求代行業者に委託して放置していると、「不正」に対する処罰とその責任が最終的には施術管理者である自身に降りかかる事を理解することになる。身近に潜む「不正の根」を知ることで、これまで「知識不足」で行われてきた請求代行業者等の多くの「不正」を事前に抑制することが可能になる筈だ。

同時に、「施術管理者」になるための勤務期間を義務付けした「実務経験」は、その裏付けを勤務先の開設者等が発行する「証明書」によって確認される訳だが、その内容に虚偽が判明した場合、届出した「施術管理者」だけでなく「証明書」を発行した柔整師・開設者も保険取扱い中止とされる厳しい設定となっている。これは施術管理者がコロコロ変わるようなチェーン店接骨院による「雇用院長（施術管理者）」交代には「証明書」の虚偽を抑止する力として大きく作用する筈だ。

さらに、「研修」の「修了証の有効期限は5年間」のため、チェーン展開する接骨院では、これまで施術管理者を定期的に交代させて様々な疑義を乗り切ろうとしてきた経緯から、現在もその交代要員として勤務柔整師に「研修」を積極的に受講させていることが鮮明となっている。つまり、今回の改革によって「研修」受講が激増したことにより、チェーン店接骨院の施術管理者交代要員の多くは、これまで知ることのなかった【柔整の「正」や「不正」の知識】を自身に取り込んで、現在勤務しているチェーン店接骨院に戻っていくことになる。すると、それまで「不正」ではないと思っていたことが、実は「不正」であったと知り、自分の資格が悪用されている事態が起ることも理解することになる。そして、不正を行っている輩が経営する「高待遇」の施術所の実態を知った施術管理者は、悪徳な経営者にとって都合のいい勤務柔整師ではなくなっていく可能性も予測される。

つまり、「実務経験」は「研修」とセットで、チェーン店接骨院の増殖力の抑止作用を有しているのだ。

※1 「臨床実習」で学生を受け入れるための条件は、「柔整養成校専科教員認定証」を有していること。または「臨床実習指導者講習会の受講者」であること。さらに学生が所属する養成校の指定を受け、要請を満たす必要がある。（詳細についてはコンパス43号P.19参照）

## ④ 「故意的な不正」対策

「故意的な不正」対策の対象となるのは、当然のことだが既に開業して請求をしている柔整師・接骨院ということになる。その者達への対策としては、どれも実施済みの以下の3つがある。また、②と③は既に前項の説明の通り、「知識不足による不正」にも対応可能だが、「故意の不正」にも機能するものだ。

- ① 公的審査会権限強化
- ② 施術管理者研修
- ③ 実務経験

先ず、公的審査会は「国保連合会」と「協会けんぽ」に設置されているが、国保連合会は保険者自身ではなく、各地域国保保険者から委託を受けて審査をしているため、保険者自身が持つ調査や支払い等の権限を有していない。そのために、不正や不正の疑義が生じても直接調査等を行うことがこれまでできなかった。そこを改善するために「審査会の権限強化」が実施された訳だ。ここでは主に傾向審査によって不正の可能性が限りなく濃厚な「悪質な故意」のものが選別・審査され、面接懇談されることになる。

平成30年3月から面接懇談が東京都で実施されたのを皮切りに、それ以降、東京では大凡隔月で実施され、多くの疑義接骨院の面接懇談が行われている。そこで改善が見られなければ東京都や地方厚生(支)局に情報提供が行われ、受領委任中止となる。そのため、「公的審査会の面接懇談」は保険者機能と同様に「不正」の排除に直結するものとなっている。

また、昨年12月厚労省から「公的審査会での面接懇談を推進するように」との事務連絡がされた以降、島根県の国保連合会で、さらにこの7月には東京の「協会けんぽ」でも面接懇談が実施されることになった。

そして今後は、47都道府県の国保連合会・協会けんぽの双方の公的審査会で「面接懇談」の実施が加速されることになる。開業し保険施術を行っている者にとって、どれだけの施術と請求をしても、それが「入金」されなければ、それは職業では無くただのボランティアとなってしまう。

正しい施術に対し、正しく支払うためにも、正しく審査をする必要があり、それが正しく機能すれば誰も文句を言う者はいない。審査会の権限強化は、そのための重要なステップとなったのである。

## 【悪貨駆逐システム-2 <未完成な部分>】

さて、ここまで列記してきた幾つもの対策は、何れも既に決定し実行に移された項目ばかりだ。

しかし、それだけでは柔整業界に蔓延る「悪貨」を完全には駆逐できない。そこで導入を考えているのが以下の5項目だ。

### ① 電子請求



平成30年4月までの「柔整療養費検討専門委員会」で、柔整療養費の「電子請求化の推進」は既に決定しており、平成29年には厚労省の委託を受けた「みずほ総研」による聞き取り調査も終了している。現在は厚労省と各保険者等との間でモデル事業の打合せが進められている。

柔整療養費にとって「電子請求」というのは、アナログをデジタルに変えるという意味を遙かに凌駕する重要な要素が内包されている。というのも「不正への対応(P.17~18)」の項目で触れた通り、現在この柔整業界で問題となっている殆ど全ての不正を抑止する対策が、この電子請求で実現する可能性を秘めているのだ。そして、それは明示された「審査基準」を基として、柔整療養費の「正・不正」の区別と「不正」自体の排除を効率的に実現し、尚且つ「正しい柔整」を「正しく評価する」ことも同時に可能にするものなのだ。

また、現在の申請書「1枚ごと」の点検からでは識別することができなかつた不正をデジタルデータ処理の方法を利用して、「接骨院(施術者)ごとの傾向」さえも簡単に炙り出すことが可能となる。しかも、その「不正抽出」の圧倒的な高精度から得られる「悪貨駆逐システム」の信頼性は、柔道整復師自体の信頼度を格段に上昇させ、次世代の可能性を飛躍的に向上させることさえも可能にする。

つまり、今回の「制度改革」で示した方向性と、何よりも患者さんを中心軸に置いた「利他」の方向性とがピタリと重なり、同時に清濁混合のままの「単なる総額削減」や税収増加のための「規制緩和策や利益追求の競争型業界」等を二度と柔整業界に導入させないという日整の“強い意志”が、今までに柔整療養費の電子請求の実現に向けて動いている。

そして、それは何としても柔整業界から経済至上主義を廃し、地域住民のための「正しい柔整」の技術を残し、それらを「正しく評価する」仕組みとして、次世代に繋げなければならない。

## ② 広告の適正化

### あ・は・き師 及び 柔整師の広告に関する検討会

専門委員会後、H30年5月厚労省内に「あ・は・き師 及び 柔整師の広告に関する検討会」(以降、「広告検討会」)が設置され、現在までに第7回の広告検討会が開催されているが、未だに決定打はない。それもその筈で、議論の中心が【広告の自由化】を認めて欲しい「あ・は・き師」と、【正しい制度適用】を望む「柔整師」、さらに【取り締まる法律が存在しない】「整体等の無資格者」という三つの対応が同じ土俵で協議されているため、議論が纏まらないのは至極当然なのだ。

しかし、この広告検討会に於いて、取りあえず真逆を向いている「あ・は・き師」は論外として、無資格者であるが故に取り締まる法律がない「整体師」等を放置する訳にはいかない。何としても柔整の制度改革と同様に、「広告検討会」でも「不正の排除」と「正しい者を正しく評価する」方向へ進め、無資格者に資格を取得させる方向へ向かわせるべきだと思う。そのためにも医師会等との連携は不可欠である。

それにしても、何一つ資格をも持たない「整体」の広告は、適応症・傷病名に加え効能までを平気で謳い、チラシや広告をしているのが現状だ。これでは『無資格者なら何でもアリ!』ではないか。これが本当に法治国家の対応なのだろうか。これ以上、無資格者の無法状態を許してはならない。

さらに、近年、何としても独立開業権を手にしたいPT・OTは、国家資格者でありながら、取り締まられることのない無資格者を装って、「整体」という看板を挙げて地域で開業しているケースさえ見受けられるのだ。無資格者が優遇されるなら、国家資格さえ捨てる。こうした矛盾は医療制度の歪を感じざるを得ない。これでは、支給年金額より生活保護の方が高額支給を受けるなら、誰も年金など払わなくなるのと同じだ。取り締まる法律がないなら、急いで作るか、現在ある医師法や医療法の一部を改正することで「地域住民の健康被害」等を含めた対策対応を早期に実施するべきだろう。

また、柔整の「広告違反」については、柔道整復師法・第30条の「30万円以下の罰金」の処分適用を確実に摘要するだけでなく、検討専門委員会で決定した「利益誘導をする広告違反を受領委任取り扱い中止」とする規定の適用も積極的に進めるべきである。

そこまでの厳罰が決めてありながら、実際に適用しないのであれば、それはもう“絵に描いた餅”でしかない。

## ③ 介護予防分野での足場の確立

さらに取り残した施策としては、日本の「人口構造の変化」、特に高齢者の激増期への対応として、「介護予防」がある。日本社会で「介護」自体では無く、その予防と在宅とを併せ、さらに外傷施術までを守備範囲に持つ柔整の可能性は非常に高いのだが、そのポテンシャルを地域の行政はまだ知らないのだ。他の改革項目との連携によって、この介護予防分野を確立することで新たな時代が幕を開けるだろう。

## ④ 法改正

今号で示した多くの項目、特に規制緩和策によって柔整業界が受けたダメージを取り返すための仕上げ部分には、現状のルールの曖昧さを修正するための取り組み、直接的な栄養剤となる施術料金の単価増等、電子請求に伴う署名問題、超音波画像の利用許可、介護予防に関わる諸規定へのアプローチ、無資格者による資格の侵害阻止、さらなる学制改革等をすべて含めて、柔道整復師に関わる「法改正」といった最大の難工事を視界に入れておく必要がある。

そして、我々が目指す方向性が「国民のため」になり、柔整療養費が例え増加しても、この日本全体の社会保障施策の向かう方向と一致することが有り得るなら、これまで絶対に不可能と考えていた「法改正」が我々の手の届く所まで近づくことになる。諦める必要など、どこにもないではないか。

## ⑤ 「匠の技」伝承プロジェクトの必要性

日整が柔道整復術復活100周年を記念して開始した「匠の技伝承プロジェクト」というものがある。

これは、単純に学術的な年間催事的なものではない。我々柔道整復師という職業の存在を後生に残そうと真剣に考えるなら、平成16年の千葉地裁判決に示されたことこそが、我々が地域に必要とされ、今後も残ることの意義であることと知るべきだ。そこには、骨折・脱臼の整復固定の手技への評価が確実にあったのだ。骨折・脱臼の患者の受診率が著しく低下している今だからこそ、新たに超音波画像による検査の裏付け入手と同時に、現代まで伝えた我々独自の手技を次世代に伝える努力をしておかねばならないのだ。それができなければ、他がどうあれ、最終的に柔道整復師の意義は消滅してしまうに違いない。

## ●最後に

今号は、ホチキス止めの限界にチャレンジするほどの厚さとなってしまったが、締めくくる前に、この改革の実りを切望する多くの会員に向けて、今見えている実りを示しておこうと思う。

平成21年～24年頃、柔整業界内では「柔整療養費」は「不正」のレッテルを貼られ、近い将来には誰もが【丸め】になると考えていたと思う。しかし、実際には現在まで「丸め」になることはなかった。もしも「丸め」られていたら、部位単価は2部位分以下になっていたとしてもおかしくなかっただろう。

しかし、工藤・日整執行部は『柔整療養費の「正」「不正』を区別した審査・点検こそが“真の柔整療養費の適正化”であると主張し続け、現在の部位別請求を堅持したのだ。もしもあの時に「丸め」られていたら、請求の内容はまったく不明瞭となり、柔整療養費そのものの請求について清濁を調べる審査方法すら消滅してしまっていたに違いない。そうなれば、後は厚労省の自論通り総額削減しかなかった筈だ。そして、単価を徐々に切り刻まれていくだけだったに違いない。その「丸め」を阻止したのだ。見えづらいが、これは限りなく大きな「実り」であろう。

今号では「平成の大改革」によって、どうにか残せた受領委任制度だが、実は「平成時代」に国の誤った経済政策によって導入された「規制緩和策」が柔整業界を根底から崩した事実を、当時、我々自身は「おかしい」と感じながらも反対もせずに受け入れていた事実を振り返った。そして、惨憺たる状況を体感するハメとなった事実に到達した。国の施策を決定付

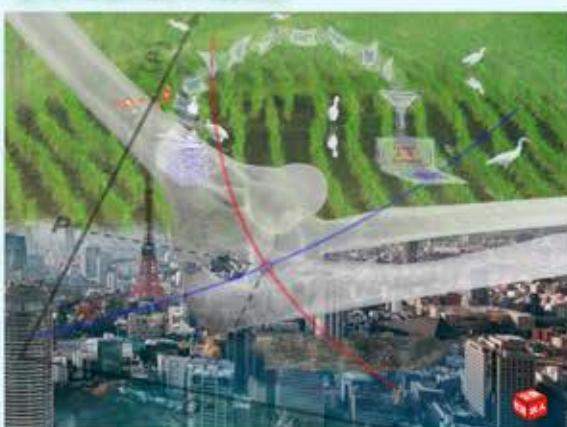
ける高名な学者や官僚達は、その予測を20年間も見事に外し続け、その被害が柔整業界を粉々にしてしまった事実も確認した。今回そうした振り返りを行ったことで、**国任せの制度運営では自らの業界は守れないことを実感するに至ったのだ。**必要なら裁判も辞さない覚悟で今後の改革に当たるべきだと思う。

そして、改元された「令和」には、他からの影響で右往左往するのではなく、自國の力で未来を見据えた平和な国を目指すという強い決意が込められていることが感じられる。そこには國の進むべき方向について、國の舵取りを決定し実行する政治家達でさえも、ようやく官僚や学者が示した指針だけを頼りにするのではなく、自らの強い決意を持って舵取りを進めていくとする姿勢が見えたように思う。

その「**変わろうとする強い意志**」は、我々柔道整復業界も同様であるべきだ。決められたルールは重要で守るべきだが、自ら調べ、分析して、そこに大きな問題があることが分かったなら、黙して長らえるのでも、座して死を待つのではなく、自ら進んで動き、問題を解決すべきであろう。そのことを今回は経済施策や様々な國の対応、それを推し続ける学者や官僚の思惑が国民目線とは驚くほど乖離していることを確認し、この業界を守り、柔道整復を頼ってくれる國のためにも、我々が自ら動くべきであることを伝える特集としたのである。

そして、近年では柔整に対する厚労省の対応も確実に変化している。そして、「**正しい柔整には正しい評価**」も間違いなく進んでいる。だからこそ、今一番大切なことは、この「改革」を止めないことである。ここで立ち止まれば柔整に未来はない。(§)

## 【表紙解説】



「令和」改元への祝意を込め、「新自由主義・経済至上主義」の荒波に晒された『平成の時代』の上に、新たに“春の令い季節に気淑き風

和”ぐ『令和の時代』が乗っている構図をベースとし、その中央には我々柔道整復師が得意としてきた骨折・脱臼の画像（一例として「肘の脱臼」）を配置した。

そして、さらにその上に「経済」の基本となる「需要と供給の曲線」を重ねてみた。一般的に需要と供給が交差する点で価格が決定する訳だが、柔整にとっては、「骨折・脱臼」の“整復固定”こそが正にその交差部分に当たり、それはそのまま柔道整復術自体の価値（価格）がそこにあることを示している。

柔整の原点回帰（骨折・脱臼の整復の技を研くこと）の重要性を表現したものだ。

そして、遙か上方で2本の曲線を結ぶかのように「紙（申請書）」から「電子（パソコン）」へとデータが移動する様子を描いてみた。これは、今、我が柔整業界が抱える多くの問題を、次世代に向けて「電子請求」で解決していくことを宣言した表紙である。